

令和8年度茨城県軽費老人ホーム事務費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームを設置する市町村又は社会福祉法人（ただし、ケアハウスについては、社会福祉法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により知事の許可を受けた法人。以下「設置者」という。）が、低所得階層に属する老人で家族による援助を受けることが困難な者等を入所させ、老人福祉の推進をはかるため、利用料のうち事務費の一部を減免した場合における減免した経費に対して知事が交付する軽費老人ホーム事務費補助金（以下「補助金」という。）については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、設置者が設置する軽費老人ホーム（A型及びケアハウス）の運営に要する費用のうち、別表Ⅰから別表Ⅲまでに基づき徴収すべき事務費の一部を減免した経費で、次に掲げるものに充当する経費とする。

- (1) 別表Ⅰに定める一般事務費及び別表Ⅱに定める特別事務費（民間施設給与等改善費）
職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費積立金、施設整備等積立金（修繕積立金、備品等購入積立金）、本部会計繰入金、独立行政法人福祉医療機構からの社会福祉施設等の整備等に係る借入金の償還金及びその利息等
- (2) 別表Ⅱに定める特別事務費（介護職員処遇改善支援費）
介護職員及び介護職員以外の職員の処遇改善に係る経費

(補助金交付額)

第3条 知事は、設置者が事務費の一部を減免した場合に、次の額を限度として、毎年度予算の範囲内で、補助することが必要と認められる額を交付するものとする。

- (1) 軽費老人ホームを設置する市町村
 - ①と②の額を比較し、いずれか少ない方の額から、入所者本人からの事務費実徴収額（年額）（その額が別表Ⅲに定める本人からの年間合算額に満たないときは、当該年間合算額）を控除して得た額に3分の2を乗じて得た額
 - ① 事務費実支出額（年額）
 - ② 別表Ⅰに定める一般事務費（月額）に、原則として各月初日現在の入所者数を12か月分合計した数を乗じて算出した事務費基準額（年額）
- (2) 軽費老人ホームを設置する社会福祉法人又は知事の許可を受けた法人
 - ①と②の額を比較し、いずれか少ない方の額から、入所者本人からの事務費実徴収額（年額）（その額が別表Ⅲに定める本人からの年間合算額に満たないときは、当該年間合算額）を控除して得た額
 - ① 事務費実支出額（年額）
 - ② 別表Ⅰに定める一般事務費（月額）に別表Ⅱに定める特別事務費（民間施設給与等改善費、介護職員処遇改善支援費（月額））を加えた単価に、原則として各月初日現在の入所者数を12か月分合計した数を乗じて算出した事務費基準額（年額）

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次に掲げる事項を条件にして交付するものとする。

- (1) 設置者は、事業を中止し又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 設置者は、当該補助事業に係る補助金と、当該補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成し、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助金の使途が次のいずれかに該当する場合には、補助金の全部又はその一部を返還するものとする。
 - ① 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき
 - ② 補助金を他の用途に使用したとき
 - ③ その他規則および当該要項に違反したとき
- (4) 設置者が設置する軽費老人ホームは「社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年茨城県条例第63号）に準拠して運営されなければならない。
- (5) 知事は、交付の決定を行った場合においても、国の技術的助言その他事情の変更に より、その決定の内容若しくはこれに附した条件を補助事業完了前に変更することがある。
- (6) 第3条(2)②により別表Ⅰに定める一般事務費に別表Ⅱに定める特別事務費（介護職員処遇改善支援費）を加えるのは、次に掲げる事項を満たす場合とする。
 - ① 設置者は、補助金交付年度の4月から3月の間に、特別事務費（介護職員処遇改善支援費）に相当する介護職員等の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

なお、介護職員以外の職員の処遇改善に充当することは差し支えない。
 - ② 設置者は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で賃金改善を行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。）を低下させてはならない。
 - ③ 設置者は、原則として、補助金交付年度の4月から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、まとめて支払うこととしても差し支えない。
 - ④ 設置者は、①～③の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、茨城県知事から求めがあった場合には、速やかに提示しなければならない。
 - イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
 - ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（補助金の交付申請）

- 第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、別に知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、補助金交付申請書（様式第1号）による申請もできるものとする。
- 2 交付決定を受けた設置者が、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付の申請を行おうとする場合には、前項に定める手続きに準ずるものとする。

（補助金の交付決定）

- 第6条 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助

金の交付を決定し、軽費老人ホーム事務費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ期間）

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から7日以内とする。

（補助事業の内容変更等）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、知事に提出し、その承認を受けなければならない。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、補助金変更交付申請書（様式第3号）による申請もできるものとする。

（補助金の概算払）

第9条 知事は、補助金の交付について、必要があると認めた場合、補助金交付決定額の9割以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、知事に提出しなければならない。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、補助金概算払申請書（様式第4号）による申請もできるものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。報告にあたっては、電子申請・届出システムによる報告を原則とするが、補助金事業実績報告書（様式第5号）による報告もできるものとする。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（茨城県告示第404号）様式102号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 補助金の額の確定は、軽費老人ホーム事務費補助金確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（調査）

第12条 知事は、補助事業の完了に係る実績の報告を受け補助金の額を確定しようとするとき、または必要があると認めるときは、職員に補助事業などに係る帳簿、書類等について調査を行わせるものとする。

（知事の指示）

第13条 規則及びこの要項に定めるもののほか、補助金の取扱いについて必要な事項は、知事はその都度定める。

付 則

この要項は、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

茨城県知事 殿

市町村長

住所
社会福祉法人名
理事長名

令和 8 年度茨城県軽費老人ホーム事務費補助金交付申請書

標記の補助金として、下記の金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助金所要額調書（別表 1 のとおり）
- 3 補助金所要額内訳書（別表 2 のとおり）

（添付書類）

- 1 令和 8 年度歳入歳出予算書抄本（又は見込書抄本）
- 2 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料（事務費相当額を明らかにすること。）
の額を明らかにすることができる当該施設の利用規定

振込先銀行	銀行	支店
預金種別		
フリガナ 口座名義		口座番号

※補助金受領口座が理事長名以外の場合は、委任状を添付のこと。

第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿
社会福祉法人理事長 殿

茨城県知事

令和 8 年度茨城県軽費老人ホーム事務費補助金交付決定通知書

貴職から申請のあった標記の補助金については、茨城県補助金等交付規則第 5 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、「令和 8 年度茨城県軽費老人ホーム事務費補助金交付要項」（以下「要項」という。）に基づく事業であり、その内容は申請書記載のとおりであること。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金の額の確定は、要項に定める交付額の算出方法により行うものであること。
- 4 この補助金は、要項第 4 条に掲げる事項を条件として交付するものであること。

茨城県知事 殿

市町村長

住所
社会福祉法人名
理事長名

令和 8 年度茨城県軽費老人ホーム事務費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記の補助金について下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 既交付決定額	金	円
2 変更交付申請額	金	円
3 差引増減額	金	円
4 補助金所要額調書（別表 1 のとおり）		
5 補助金所要額内訳書（別表 2 のとおり）		

（添付書類）

- 1 令和 8 年度歳入歳出予算書抄本（又は見込書抄本）
- 2 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料（事務費相当額を明らかにすること。）の額を明らかにすることができる当該施設の利用規定（ただし、交付申請時と同内容であれば省略可。）

茨城県知事 殿

市町村長

住所
社会福祉法人名
理事長名

令和 8 年度茨城県軽費老人ホーム事務費補助金概算払申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記の補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので申請します。

記

1 今回概算払申請額 金 円

2 概算払額

(単位：円)

補助金交付決定額	
概算払総額	
補助金受領済額	
今回概算払申請額	
残 額	

3 概算払申請理由

4 振込先

銀行	支店	預金種目	普通・当座	口座番号
フリガナ 口座名義				

※ 口座（通帳の表紙）の写しを添付すること。

様式第4号（別紙）

支 出 計 画 書

（単位：円）

	支 出 予 定 額
令和8年 4月	
5月	
6月	
7月	
第1回支払 計	
8月	
9月	
10月	
11月	
第2回支払 計	
12月	
令和9年 1月	
2月	
3月	
第3回支払 計	
合 計	

様式第 5 号

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長

住所
社会福祉法人名
理事長名

令和 8 年度茨城県軽費老人ホーム事務費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定及び令和 年 月 日付
第 号により変更交付決定通知を受けた標記事業の実績について、茨城県補助金等交付規
則第 1 3 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算書（別表 1 のとおり）
- 2 補助金精算内訳書（別表 2 のとおり）

（添付書類）

- 1 令和 8 年度歳入歳出決算書抄本（又は見込書抄本）
- 2 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料（事務費相当額を明らかにすること。）
の額を明らかにすることができる当該施設の利用規定

様式第 6 号

第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿
社会福祉法人理事長 殿

茨城県知事

令和 8 年度茨城県軽費老人ホーム事務費補助金確定通知書

貴職より実績報告のあった標記の補助金について、下記のとおり額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額 金 円